

## ●八戸市議会基本条例（案）に対する意見募集の結果について

1. 募集期間 平成 27 年 1 月 14 日(水)～平成 27 年 2 月 13 日(金) (必着)
2. 提出方法 議会事務局議事課へ郵送、ファックス、電子メール、持参
3. 提出者数 1 人
4. 意見数 2 件
5. ご意見の要旨とそれに対する本市議会の考え方

ご意見の要旨	本市議会の考え方
<p><b>■第 4 章 第 8 条について</b></p> <p>例として、市では、八戸市附属機関の外部委員選定に当たって、選考する側は、役所の部長、課長クラスの方が 3～4 人で決めておられるようです。これでは行政側の都合の良い人だけを人選していると言われても仕方がないのではと思います。</p> <p>従って、選考委員として少なくとも民間からも何人か入れるべきと思います。</p>	<p>議会基本条例(案)の第 8 条は、議員は議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市政参加を拡充するため、市長等の附属機関の委員には原則として就任しないことを定めております。</p> <p>ご提案いただきました八戸市附属機関の外部委員選定に関するご意見については、市長部局にその内容をお伝えいたします。</p>
<p><b>■第 5 章 第 17 条「議員報酬」について</b></p> <p>日当割にしてはどうでしょうか。</p>	<p>議員報酬については地方自治法で「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と規定されており、その額及び支給方法については、「八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」において定めております。</p> <p>議員報酬については、今後とも議会基本条例(案)第 17 条の趣旨を踏まえ協議してまいります。</p>